

平成22年度第9回 落合第一地区協議会の概要

日 時	平成22年12月7日(火) 午後7時00分～9時00分
場 所	落合第一地域センター3階 集会室
出席者	委 員 28名 特別出張所: 山本所長、佐藤副所長、新川主査、関口まちづくり活動支援員
協議内容	1. 代表挨拶 2. 議 事 1) 地域活動のための実践的スキルアップ講座のご案内 2) 各PTからの報告 3) 地区協フェスタの報告 4) 自治基本条例について 5) 図書館問題について 6) その他の課題について 7) (仮称)中村彝アトリエ記念館の整備と公開について 8) その他
配付資料	①平成22年度第9回落合第一地区協議会次第 ②地域活動のための実践的スキルアップ講座のご案内 ③地域人財塾 ④平成22年度第6回「広報PT」会議概要 ⑤平成22年度第8回、9回「ふるさと落合PT」会議概要、【お読みください】 ⑥「ふるさと落合を語る座談会」DVD配布先一覧表 ⑦平成22年度第7回「安全・安心PT」会議概要 ⑧平成22年度第9回「みどり・環境PT」会議概要 ⑨平成22年度第6回「地区協フェスタ実行委員会」会議概要 ⑩広報しんじゅく 自治基本条例特集号 ⑪(仮称)中村彝アトリエ記念館の整備と公開について

1 代表挨拶

- ・ 地区協フェスタは、各PTの催しが全て盛況だったように思う。特に4階は、様々な催しで賑わったが、野菜の販売で集客をするのは、地区協の方針から外れているのではないかと思う。
- ・ 本日は、前回の全体会で討議できなかった図書館問題について考えていきたい。

2 議 事

1) 地域活動のための実践的スキルアップ講座のご案内 (生涯学習コミュニティ課)

- ・ 配付資料②③参照
- ◎ 地域活動のための実践的スキルアップ講座
 - ・ 町会自治会に向けて実施したアンケートで要望が多かった、広報の仕方、規約や会計について、行事の立案についてのやり方、ポイントについて勉強できる講座を開催する。また、地域活動をする中で、扱う事の多い個人情報について、弁護士が分かり易く解説をする。詳しい内容については、配付資料②参照
- ◎ 地域人財塾
 - 地域活動をこれからやって行こうという方向けの講座。4回のワークショップを通し、自分なりの地域活動への参加方法を探し、最終的にどういったところで活動するのかを見つけていく。

2) 各PTからの報告

◇ 広報PT (配付資料④参照)

- ・ 年内にみどりの風9号(4P)を発行する。

- ・ みどりの風9号から、落一管内の各小中学校全生徒に配布するので、学校の冬休み前までには仕上げたい。

◇ ふるさと落合PT（配付資料⑤⑥参照）

- ・ DVD貸出しに関する注意事項（配布資料⑤）に関して、修正を加える。
落合第一地区協議会事務局（落合第一特別出張所内）のように表記し、出張所の位置づけを明確にする。
- ・ DVD貸出しに関する注意事項については、PT会議で再度検討するので、DVDの貸出しは、来年1月以降とする。
- ・ DVDの配付先は、配付資料⑥のとおり。配付して残った26枚を、出張所を窓口として貸出しを行なう。

◇ 安全・安心PT（配付資料⑦参照）

- ・ 12/10（金）無灯火防止啓発キャンペーンを実施する。多くのご協力をお願いしたい。
- ・ 地域パトロールについて検討中。ワンワンパトロール、学校下校時の放送について、また、学校下校時のシルバーさんについて、どのようになっているのか確認中。
- ・ 落一小の生徒の自転車事故が4件続いた。PT委員から、子供の目線を考えたミラーを設置したところ、事故がなくなったという事例紹介があった。そのような事も、今後のPT活動の参考にしたい。

◇ みどり・環境PT（配付資料⑧参照）

- ・ おとめ山拡張計画について、検討委員会の進捗状況をみながら、地区協で出来る事を探っていきたい。
- ・ 以前、地区協で討議をしていた地区計画がどのようになっているか確認する。
- ・ 他のグループと協力して緑に関する活動ができないか検討したい。
- ・ 屋上緑化、壁面緑化が必要だと思う。これについて検討していきたい。
- ・ 緑に関する映画会を上映する為、相応しい作品を今後も探していく。

3) 地区協フェスタの報告（配付資料⑨参照）

- ・ 来場者は概ね200名。
- ・ 会計については、領収証が出揃っていない為、会計報告は次回の全体会で行なう。
- ・ 焼いも、野菜ともに完売
焼いも売上・・・10,300円 野菜売上・・・59,100円
- ・ 来場者からのクレームが2件あった。
 1. フェスタ開催チラシに、野菜販売の開始時間を書いて欲しい。
 2. 野菜販売は決めた時間に始めて欲しい。
- ・ 野菜販売を行なう事で集客は出来たが、地区協の活動を知らしめる事ができたか疑問が残る。しかし、昨年よりも来場者が多かったという事は、一歩前進と考えてよいと思う。
- ・ フェスタ当日使用する備品の貸出し申請を、地域センター事務局に提出していなかったため、注意を受けた。使用備品一覧は、早めにつけておくべきだった。
- ・ 来場者にアンケートを実施した方がよかった。地区協に対する地域住民の意識を見たり、次回の参考に出来たはず。
- ・ フェスタにご協力頂いた、沼田市とエコギャラリーに対してお礼状を発送したい。承認頂きたい。

<決定事項>

沼田市と、エコギャラリーにお礼状を発送する。

4) 自治基本条例について

- ・ 個人的には、何のために自治基本条例が必要なのかを練りきれていないと感じている。また、誰のための条例なのか、という事については、「区民のため」となっているが、まだまだ問題は残っていると思う。特に、外国人が絡んでくるところでは、参政権その他の問題が出てくる。
- ・ この条例の核心部分は、区政への参加と協働というところ。それをどう理解するかが重要。
- ・ 配付資料⑩の中で、疑問に感じているところが多々ある。それについて述べるので、委員の皆さんにも考えて頂きたい。それを踏まえ、12/11の報告会で疑問をぶつけて頂きたい。

◎前文

- ・ なぜ、夏目漱石という個人名が出てくるのか？
- ・ 「市民主権の下」とあるが、「市民主権」とは何か。また、「市民主権の下」というからには、既に市民主権が確立されており、「その下に」と解釈できるが、そのような難しい事を区民が理解できるのか疑問。
- ・ 「新宿区の最高規範としてこの条例を制定します」とあるが、作り手が「最高規範」と言ってしまうてよいのか。住民投票を行い、住民の過半数が承認した時に初めて、「最高規範」となるのではないのか。

◎第1条

- ・ 「自治の実現を図ることを目的とする」とあるが、なぜ「自治」じゃないといけないのか。税金を支払っているのだから、「官治」で良いのではないのか。

◎第2条(2)

- ・ 「公共サービス」とあるが、それは、「行政サービス」とは違うものなのか。違うものだとすれば、その境目は何か。

◎第3条3

- ・ 「区民自治を基本とした区政を推進する」とあるが、なぜ「区民自治」なのか。条例の中で、「住民」ではなく、「区民」という言葉を使っているから、住民を区民に変えて「区民自治」にしたという事かとも考えられるが、そうすると、憲法上、これまで使われていた「団体自治」と「住民自治」というのが「区民自治」になってしまい、理解されるのか、という疑問がある。区民自治は、単に「住民」を「区民」に変えただけで良いのか。そもそもの「住民自治」はどこに行ってしまったのか。

◎第4条

- ・ 「他の条例を制定し、改廃するに当たっては・・・」とあるが、その時は、今ある条例はどうするのか。その運用に関して、この条例を最高規範と認めつつ、という事なのか。この文章でははっきり分からない。

◎第5条

- ・ 「知る権利」というのは、「理解できるようにとことん説明してください」という事。分からなかったら質問し、それに対し適切な説明を受ける事が出来る権利であり、説明責任を問うものである。そして、知る為には学ぶ事が必要で、そういう事があって初めて参加できる、という事である。
- ・ 「参加する権利」は、区が行っている事に住民が参加するのではなく、住民が行なっている活動に対して、区が支援をするという事。
- ・ 「学ぶ権利」については、「何を学ぶのか」という事が理解できているのか疑問。

◎第7条

- ・ 「区に区民の代表機関として議会を置く」とあるが、この意味合いは、投票権の無い人も、有権者と一緒に議会を作った事になる、という事。これに外国人問題が絡んできた場合、「議会が区民の代表機関」というのがすんなり受け入れられるが疑問。

◎第8条

- ・ 「議会は、自治体の立法機関として」とあるが、憲法には「国会が唯一の立法機関」とあり、議会は「議事機関」とある。「議事機関」の意味でも、「法令に反しない範囲においては条例を制定する事ができる」と明言されているので、立法機関という意味合いは当然含んでいる。しかし、「自治体の立法機関として」と謳いあげるのは、言葉上の問題であるが、意味合いはかな

り違うと思う。

◎第12条

- ・ここでは「区の行政機関の責務」が記されてあるが、ここからは区民参加になる。例えば、地域自治組織ができた場合、その組織は行政と共に行動する事になる。行政機関ではないけれども、それに準じる機関としてやるべき責務というのは、区民ニーズの的確な把握である。区民が何を求めているのか、何を要求しているのかを掴むのが第一である。ニーズを掴んだら、「自らの判断及び責任の下」とあるので、然るべき制約はあるが、「自分でやりなさい」という事。ここはかなり重いものとして捉えなければならない。

◎第13条

「職員は、区を愛し」とあるが、「愛」とは自分の利益の為ではなく、相手の利益の為に尽くす事だと思う。「区」には「住民」が含まれる。そこまで理解したうえでの記載なのか。

◎第14条

- ・「財政基盤の確立」とは具体的にはどのような事なのか。区として、これからの若者達に借金を背負わせないためにどうするか、というのが問われると思う。
- ・「区政への参加及び協働の機会を提供する」とあるが、「協働」がどういう意味なのか、それを考えなければならない。

◎第15条 第16条

新宿区には、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」という、相反する2つの条例がある。区の職員がどちらを重点的に運用するかを考えた場合、「情報公開条例」に違反しても罰則はないが、「個人情報保護条例」に違反した場合には、条例としての最高刑がそこに記されている。情報提供を求めた場合でも、職員は、個人情報に抵触するかどうかに重点を置くことになるので、情報はそう簡単に手に入らないと思う。どこまでが個人情報で、どこからがそうでないのかが問題。区民は知る権利があると責め、職員は二つの条例でがんじがらめになる。情報公開は口で言うほど簡単なものではない。

◎第9章 子どもの権利等

「子どもの権利等」とあるが、なぜ「等」がつくのかを考えると、第22条に「子どもは・・・健やかに育つ環境を保障される」とある。「健やかに育つ環境」は、権利として保障されるものではないから、「等」と表記されたと理解できる。しかし、15年前に日本が批准した子どもの権利に関する条約には、これに関してはっきり権利として謳っている。自治基本条例では、少し緩めてしまった、というのが区民検討委員として心残りである。

◎第25条

「区長は、・・・必要な措置を講ずるものとする」、とあるが、「必要な措置」とは何なのか。そして、それを区長が独断で決めて良いのか、という疑問が出てくる。この条例を、区民・行政・議会の三者で作ったからと言って、何でも三者の方式が良いかという事は論じ合わなければならない。必要な措置というのは、役人だけでやって良いわけではないが、住民だけで勝手にやってよいかというと、それはそれで現実性が無い。どういう仕組みを作るのかが重要。

■ 質問1

条例の中に、「参加と協働」という表記がある。個人的には「参加」よりも「参画」の方が相応しいのではないかと思う。「参加」という表記になった理由を伺いたい。

● 回答1

「参画」は分かりにくいだろうという事で「参加」になった。条例に表記されている「参加」は、「参画」を含む広い意味と捉えて頂きたい。

▲ 意見1

「自治」の概念が、委員の中でも多岐にわたっていた。今後、この概念を含め周知をし、自治というものがどういうものを広く知って頂きたい。そして、問題意識を持って頂きたい。まだまだこの条例は途上の内容であると思う。

5) 図書館問題について

- ・ この地域が図書館の空白地帯になる事に対して、地区協として、区に何らかの意見をあげた方が良いのではないかと考え、図書館問題について提案した。
- ・ 中央図書館が移転すると、この地域は全くの空白になり、大変な不利益を被ることになる。そのような計画に対し、新中央図書館等基本計画策定委員会の中でも、それに対する指摘や、沢山の意見が出された。また、子ども図書館を利用されていた方々が区に陳情を出し、3月にはそれが採択された。
- ・ 11月の区長選挙を前にして、区長のマニフェストに、「新中央図書館と落合地域図書館の整備を促進します」という一言が入った。また、所信表明の中でも、「新中央図書館と落合地域図書館について検討する」という事を明言した。
- ・ 地区協として、まとまった意見を出すという事にはならなかったが、地域の方々が色々な形で区に意見を出した事がこの結果につながったと思う。今後は、どのように検討が進んでいくのかを見つめ、行政には、検討経過の説明をしてもらえよう働きかけをしていきたい。

<決定事項>

地区協としては、今後の動向を見守り、新しい情報が出た場合に行政に説明を求める。

6) その他の課題について

- ・ 本日は、特になし

7) (仮称)中村彝アトリエ記念館の整備と公開について (事務局)

- ・ 詳細については配付資料①参照
- ・ (仮称)中村彝アトリエ記念館の整備と公開についての検討会に参加する委員として、担当課より、地区協の代表に出席頂きたいとの要望があった。

<決定事項>

検討委員として、岡田代表が参加する。

8) その他

◎ 視察について

- ・ 次回の全体会までに、各PTで検討する事とする。

◎ 新年会について

- ・ 2月の全体会終了後に開催する。場所は事務局一任。
2月の全体会は18時~とする。